

修正案

旧案

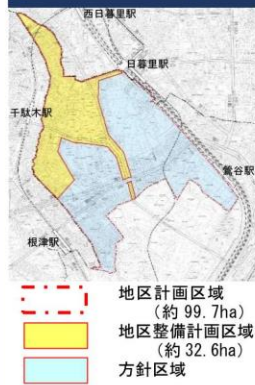
谷中地区 地区計画（原案）の概要

1 地区計画の目標

本地区計画では、『谷中地区まちづくり方針』に基づき、特徴ある既存のまち並みの維持・保身に配慮しながら1~3の取組みを進め、**地域活力と落ち着きある暮らしが調和したまちづくりと防災性向上の実現**を目標とします。

- 1 寺院や住宅地が調和した地域特性を活かした住環境の更なる向上を図ります。
2 誰もが安全で安心して谷中を巡ることができる環境づくりを進めます。
3 老朽木造建築物の不燃化建替えを促進しながら狭あい道路の改善等を図り、防災性の向上を図ります。

位置・区域図



2 地区の区分と土地利用の方針

土地利用の方針

本地区の特性に応じて地区内を8地区に区分し、以下のような土地利用の方針を定めます。なお、その他の地区においては『谷中地区まちづくり方針』の地区別まちづくり方針に基づき、本地区の特性に応じた市街地を形成していきます。

道灌山通り沿道地区

事務所、店舗、住宅等の各機能の調和を図りながら、後背住宅地の環境に配慮した複合市街地を形成します。

商業・住宅地区1 商業・住宅地区2

個性と魅力ある店舗等により、特徴ある既存のまち並みの維持を図りつつ、健全で賑わいある商店街と住宅が調和した複合市街地を形成します。

よみせ通り沿道地区

よみせ通り沿いにおいては文京区側のまち並みとの調和を図りつつ、健全で賑わいある商店街と住宅が調和した複合市街地を形成します。

朝倉彫塑館通り沿道地区

朝倉彫塑館通り沿いの既存のまち並みの維持及び保全・継承を図りながら、朝倉彫塑館通り沿道地区では、寺院や連続する寺社地の緑地空間等と住宅が調和した良好な市街地を形成します。

住宅地区

沿道空間の整備を伴った不燃化建替え等の促進により、安全で安心して住み続けられる住環境を整備し、防災性の向上を図ります。また、寺院や連続する寺社地の緑地空間等と住宅が調和したまち並みの維持を図りつつ、良好な市街地を形成します。

共同住宅地区

共同住宅を主体とした良好な市街地を形成します。

地区区分図



谷中地区 地区計画（原案）の概要

1 地区計画の目標

本地区計画では、『谷中地区まちづくり方針』に基づき、特徴ある既存のまち並みの維持・保身に配慮しながら1~3の取組みを進め、**本地区の防災性の向上と地域活力と落ち着きある暮らしが調和したまちづくりの実現**を目標とします。

- 1 老朽木造建築物の不燃化建替えを促進し、狭あい道路の改善等により消防活動の円滑化を図ることにより、防災性の向上を図ります。
2 寺院や住宅地が調和した地域特性を活かした住環境の更なる向上を図ります。
3 誰もが安全で安心して谷中を巡ることができる環境づくりを進めます。

位置・区域図



2 地区の区分と土地利用の方針

土地利用の方針

本地区の特性に応じて地区内を7地区に区分し、防災性の向上を図るとともに、谷中の特徴である寺院と住宅地が調和した土地利用の維持と住環境の向上を図るため、次のような土地利用の方針を定めます。なお、その他の地区においては、『谷中地区まちづくり方針』の地区別まちづくり方針に基づき、本地区の特性に応じた市街地を形成していきます。

道灌山通り沿道地区

事務所、店舗、住宅等の各機能の調和を図りながら、後背住宅地の環境に配慮した複合市街地を形成します。

商業・住宅地区1 商業・住宅地区2

個性と魅力ある店舗等により、特徴ある既存のまち並みの維持を図りつつ、健全で賑わいある商店街と住宅が調和した複合市街地を形成します。

朝倉彫塑館通り沿道地区1 朝倉彫塑館通り沿道地区2

朝倉彫塑館通り沿いの既存のまち並みの維持及び保全・継承を図りながら、朝倉彫塑館通り沿道地区1では、個性と魅力ある店舗等と住宅が調和した複合市街地を形成します。朝倉彫塑館通り沿道地区2では、寺院や連続する寺社地の緑地空間等と住宅が調和した良好な市街地を形成します。

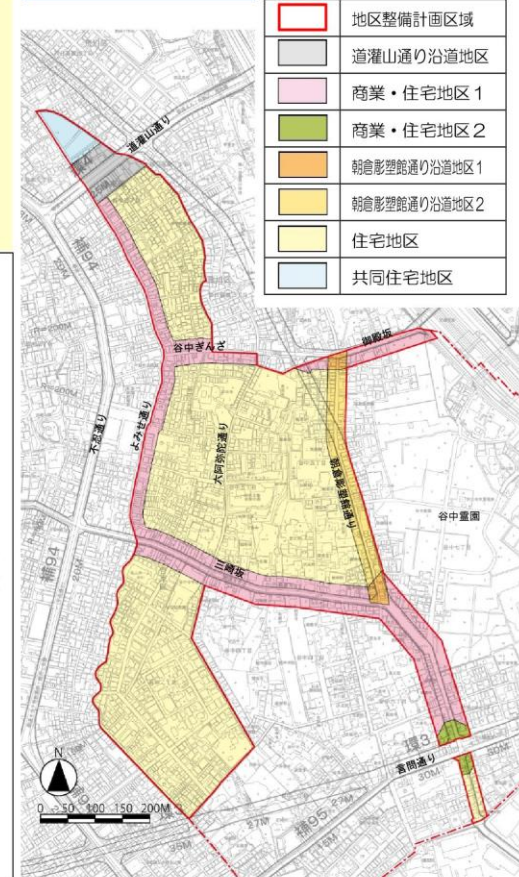
住宅地区

沿道空間の整備を伴った不燃化建替え等の促進により、安全で安心して住み続けられる住環境を整備し、防災性の向上を図ります。また、寺院や連続する寺社地の緑地空間等と住宅が調和したまち並みの維持を図りつつ、良好な市街地を形成します。

共同住宅地区

共同住宅を主体とした良好な市街地を形成します。

地区区分図



3 地区施設（道路、公園、広場）の整備の方針と配置

1 道路

平常時の消防車・救急車等緊急車両の通行を確保することはもとより、大地震等の災害時における避難や緊急活動を円滑にするため、地区内の主要な道路を「防災生活道路」として位置づけ、地区の防災性と安全性の向上を図ります。

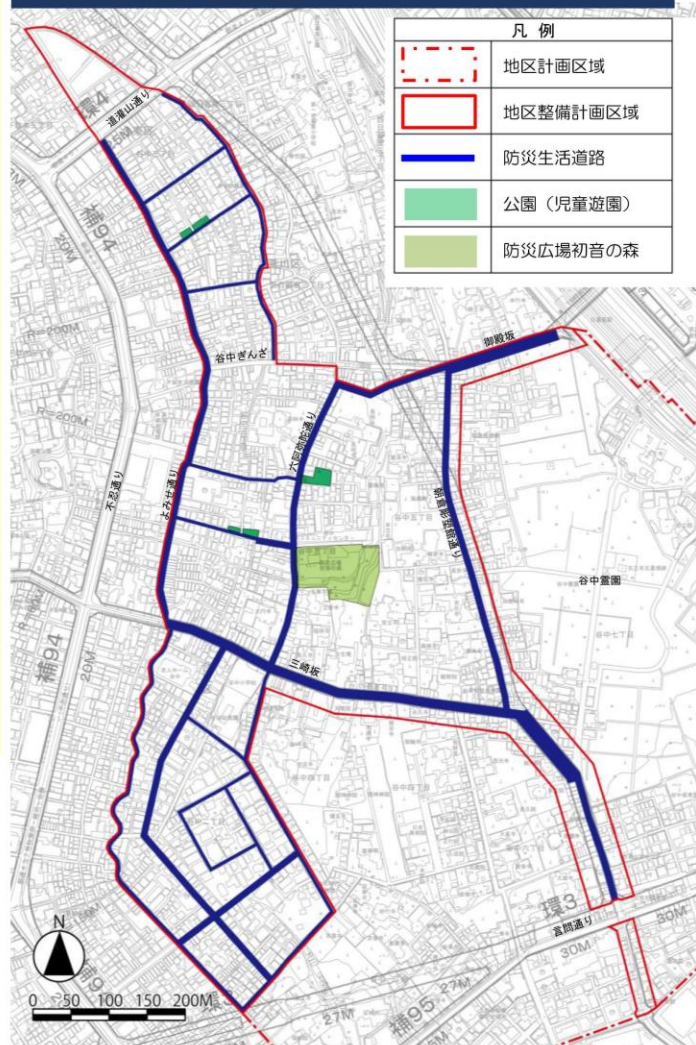
2 公園

地域の憩いの場となっている既存の公園や児童遊園の保全・維持管理を図るとともに、公園・広場等の新設整備に努めます。

3 広場

地域の憩いの場としてみどり豊かな住環境を形成するとともに、本地区の防災活動やコミュニティ活動等の拠点となっている「防災広場初音の森」の保全・維持管理を図ります。

■地区施設の配置図



4 その他まちづくりに関する方針

- 1 本地区の特性である景観の維持及び保全・継承を図るため、地域での検討の状況を踏まえ、必要な取り組みを行っていくものとします。
- 2 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制（平成26年4月1日施行）と本地区計画との連携によって、老朽木造建物等の不燃建替えを促進します。
- 3 壁面後退区域においては、ゆとり空間や歩行者の待避空間の創出に努めます。
- 4 袋地状の道路については、災害時の二方向避難に資する通り抜け通路等の確保に努めます。

3 地区施設（道路、公園、広場）の整備の方針と配置

1 道路

災害時の消防活動を円滑化し、避難経路や消防車・救急車等緊急車両の通行路として、地区の安全性や防災性の向上のため重要な道路を「防災生活道路」として位置づけます。

■防災生活道路A ■防災生活道路B

本地区の骨格を形成している主要な道路網を「防災生活道路A・B」と位置づけるとともに、歩いて楽しめる安全な環境づくりに努めます。
 なお、幅員4m未満の狭い道路については、地区の安全性や防災性の向上のため、沿道での不燃建替え等に併せて幅員4m以上の道路として整備を推進していきます。

■主要な細街路

建築基準法第42条の位置づけを有する道路のうち、通り抜けている道路を「主要な細街路」として位置づけ、防災生活道路とともに防災上有効な道路網を形成していきます。

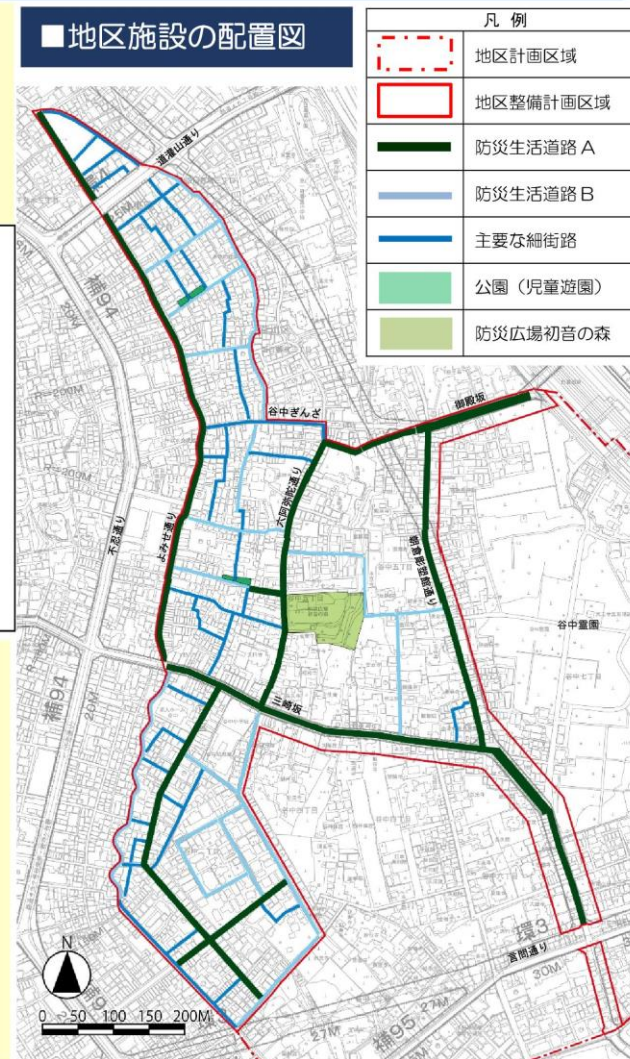
2 公園

地域の憩いの場となっている既存の児童遊園の保全・維持管理を図るとともに、公園・広場等の新設整備に努めます。

3 広場

地域の憩いの場としてみどり豊かな住環境を形成するとともに、本地区の防災活動やコミュニティ活動等の拠点となっている「防災広場初音の森」の保全・維持管理を図ります。

■地区施設の配置図



4 その他まちづくりに関する方針

- 1 東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制（平成26年4月1日施行）と本地区計画との連携によって、老朽木造建物等の不燃建替えを促進します。
- 2 壁面後退区域においては、ゆとり空間や歩行者の待避空間の創出により、歩いて楽しめる快適で安全な環境づくりを進めます。
- 3 袋地状の道路については、災害時の二方向避難に資する通り抜け通路等の確保に努めます。
- 4 本地区の特性である景観の維持及び保全・継承を図るため、地域での検討の状況を踏まえ、必要な取り組みを行っていくものとします。

修正案

地区別のルール（ルール④・⑤）

ルール④ 建築物等の用途の制限

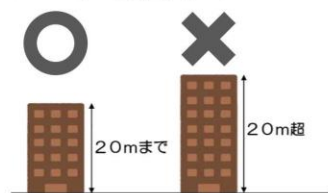
●「道灌山通り沿道地区」、「商業・住宅地区1・2」では、健全で良好な市街地の形成と住環境の向上を図るため、性風俗営業等の店舗やナイトクラブは立地できません。

ルール⑤ 建築物等の高さの最高限度

●「商業・住宅地区1・2」、「よみせ通り沿道地区」、「朝倉彫塑館通り沿道地区」及び「住宅地区」については、各地区の特性に応じたまち並みの形成や良好な住環境を確保するため、建築物の高さの最高限度を定めます。

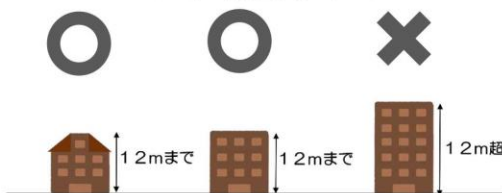
【商業・住宅地区1・2】

・20m（6階程度）まで



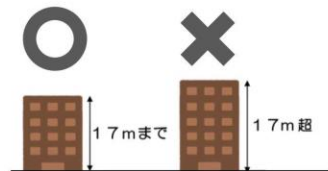
【朝倉彫塑館通り沿道地区】【住宅地区】

・12m（4階程度）まで



【よみせ通り沿道地区】

・17m（5階程度）まで



【適用除外】

【住宅地区1】

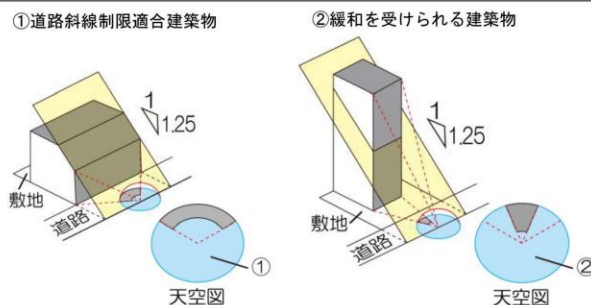
防災コミュニティセンターと、谷中小学校は適用除外とします。

【天空率について】

朝倉彫塑館通り沿道地区では、天空率による道路斜線の緩和（※）を適用しません。

（※）天空率による緩和とは

天空率（右の天空図のうち水色部分の面積の比率）を比較して、②が①よりも大きい場合、高さの緩和を受けることができる制度です。



【規定する高さを超えている既存建築物について】

地区計画決定の告示日において規定する高さの限度を超えている既存建築物の建て替え（地区計画決定の告示日においての当該建築物の所有者等が行うものに限る。）については、次の通りです。

【商業・住宅地区、朝倉彫塑館通り沿道地区、住宅地区】

当該建築物の各部分の高さを超えない範囲内で1度だけ建て替えをできることとします。

【よみせ通り沿道地区】

建て替え後の建築物の高さが、高さの最高限度の制限値を超える部分は、既存建築物の当該部分と同程度の規模・形状であり、かつ、既存建築物の敷地面積を下回らない場合は、建て替えをできることとします。

旧案

地区別のルール（ルール④・⑤）

ルール④ 建築物等の用途の制限

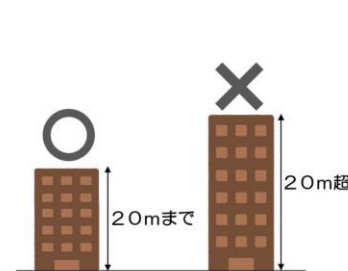
●「道灌山通り沿道地区」、「商業・住宅地区1・2」及び「朝倉彫塑館通り沿道地区1」では、健全で良好な市街地の形成と住環境の向上を図るため、性風俗営業等の店舗やナイトクラブは立地できません。

ルール⑤ 建築物等の高さの最高限度

●「商業・住宅地区1・2」、「朝倉彫塑館通り沿道地区1・2」及び「住宅地区」については、各地区の特性に応じたまち並みの形成や良好な住環境を確保するため、建築物の高さの最高限度を定めます。

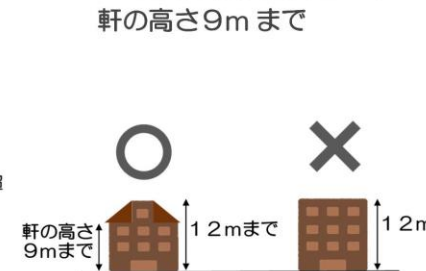
【商業・住宅地区1・2】

・20m（6階程度）まで



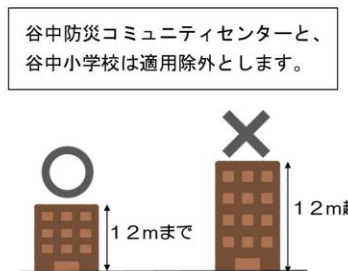
【朝倉彫塑館通り沿道地区1・2】

・12m（4階程度）、かつ、軒の高さ9mまで



【住宅地区】

・12m（4階程度）まで



谷中防災コミュニティセンターと、谷中小学校は適用除外とします。

【適用除外】

【朝倉彫塑館通り沿道地区1】

朝倉彫塑館通りに面さない敷地の建築物は20mまでとします。また、朝倉彫塑館通りに面さない敷地の建築物及び朝倉彫塑館通りに面していても朝倉彫塑館通りから5m以上離れている建築物については、軒の高さの規定は適用しないこととします。

【朝倉彫塑館通り沿道地区2】

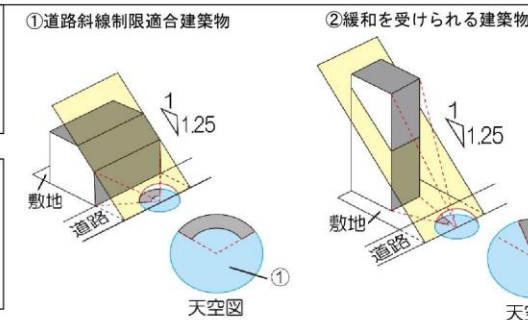
朝倉彫塑館通りに面さない敷地の建築物及び朝倉彫塑館通りに面していても朝倉彫塑館通りから5m以上離れている建築物については、軒の高さの規定は適用しないこととします。

【天空率について】

朝倉彫塑館通り沿道地区1・2では、天空率による道路斜線の緩和（※）を適用しません。

（※）天空率による緩和とは

天空率（右の天空図のうち水色部分の面積の比率）を比較して、②が①よりも大きい場合、高さの緩和を受けることができる制度です。



【規定する高さを超えている既存建築物について】

地区計画決定の告示日において規定する高さの限度を超えている既存建築物の建て替え（地区計画決定の告示日においての当該建築物の所有者等が行うものに限る。）については、当該建築物の各部分の高さを超えない範囲内で1度だけ建て替えをできることとします。

修正案

旧案

壁面後退及び容積率に係るルール（ルール⑥・⑦・⑧）

ルール⑥ 壁面の位置の制限

ルール⑦ 容積率の最高限度

●壁面の位置の制限1号及び2号にかかる敷地では、防災性の向上と良好な市街地環境を確保するため、容積率の最高限度、敷地面積の最低限度、建築物等の高さの最高限度、壁面の位置の制限及び工作物の設置の制限を一体的に定め、道路幅員による容積率の制限と道路斜線制限を緩和します。

■壁面の位置の制限 位置図



【適用除外】

- (1) 壁面の位置の制限1号及び2号については、地盤面から2.5mを超え9mまでに設ける軒、庇その他これらに類するもの。
- (2) 文化財保護法の指定または登録をされている重要文化財等、東京都文化財保護条例による都指定有形文化財、東京都台東区文化財保護条例による区指定文化財または東京都台東区景観条例により指定をされている景観重要建造物。

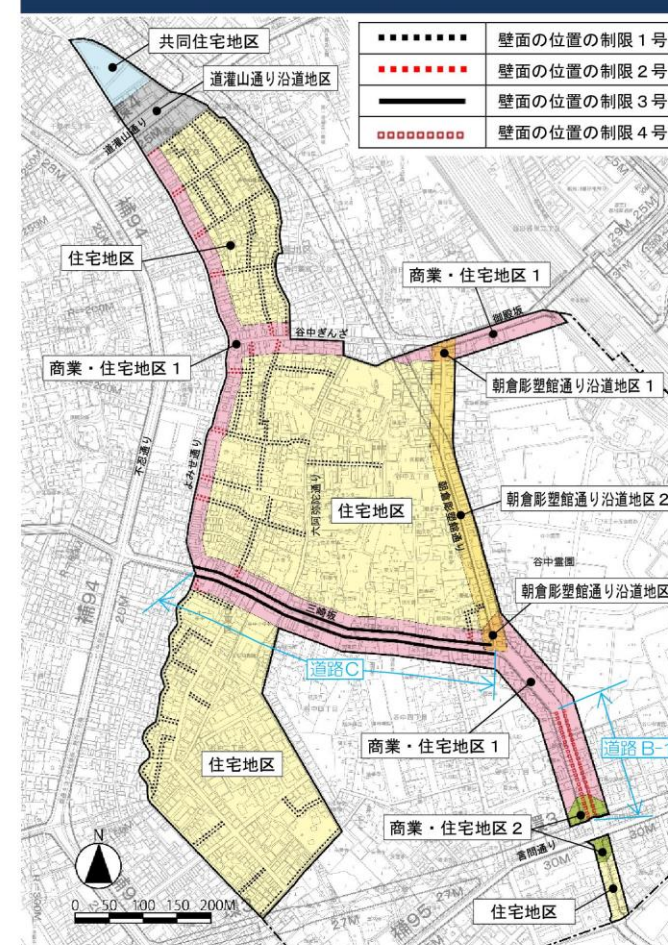
壁面後退及び容積率に係るルール（ルール⑥・⑦・⑧）

ルール⑥ 壁面の位置の制限

ルール⑦ 容積率の最高限度

●壁面の位置の制限1号、2号及び4号にかかる敷地では、地区の特性に応じたまち並みを誘導し、防災性の向上と良好な市街地環境を確保するため、容積率の最高限度、敷地面積の最低限度、建築物等の高さの最高限度、壁面の位置の制限及び工作物の設置の制限を一体的に定め、道路幅員による容積率の制限と道路斜線制限を緩和します。

■壁面の位置の制限 位置図



【適用除外】

- (1) 壁面の位置の制限1号及び2号については地盤面から2.5mを超え9mまで、4号については地盤面から2.5mを超え10mまでに設ける軒、庇その他これらに類するもの。
- (2) 文化財保護法の指定または登録をされている重要文化財等、東京都文化財保護条例による都指定有形文化財、東京都台東区文化財保護条例による区指定文化財及び東京都台東区景観条例により指定をされている景観重要建造物。

| 凡例 | |
|----|--------------------|
| | 地区計画区域 |
| | 地区整備計画区域 |
| | 壁面の位置の制限1号 道路中心 |
| | 壁面の位置の制限2号 道路中心 |
| | 壁面の位置の制限3号 道路境界 |
| | 壁面の位置の制限4号 道路境界 |

| | |
|--|--|
| | 壁面の位置の制限1号 道路中心 高さの最高限度 12mまで |
| | 壁面の位置の制限2号 道路中心 高さの最高限度 17mまで |
| | 壁面の位置の制限3号 道路境界 高さの最高限度 14mまで |
| | 壁面の位置の制限4号 道路境界 高さの最高限度 10mまで |

(注意) 上図の「縦横比」は、横1.0に対して、縦を0.7として作図しています。

修正案

旧案

| 壁面の位置の制限 | 容積率の最高限度 | ●高さの最高限度について 谷中地区には、現在、一部の地域(※1)を除いて建物の高さの制限はありません。 (※1)都市計画道路の計画線内 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---|----------------------------|-------------------------|--|------|-----|-----------|------|----------|------|----------|------|-----------|------|-------------|------|------|------|--------|------|
| ●建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(ベランダ、バルコニーその他これらに類するものを含む。)から道路中心又は道路境界までの距離は、左図に示す数値以上とします。 | ●容積率(建築物の各階の床面積の合計(延べ床面積)の敷地面積に対する割合)は、壁面の位置の制限などに応じて以下の数値までとします。 (敷地によっては異なる場合があります。) | 地区区分 | 高さの最高限度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ●壁面の位置の制限1号(第一種住居地域内) | 184% | 住宅地区 | 12m | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ●壁面の位置の制限2号(近隣商業地域内) | 276% | よみせ通り沿道地区 | 17m | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ●壁面の位置の制限3号(近隣商業地域内) | ——— 300% | 商業・住宅地区1 | 20m | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ●壁面の位置の制限が定められていない敷地 | 前面道路(前面道路が二以上ある場合は、その幅員の最大のもの)の幅員のmの数値に、近隣商業地域では10分の6を乗じて得た数値、第一種住居地域では10分の4を乗じて得た数値と、用途地域に関する都市計画に定められた容積率(※2)の、いずれか小さいほうの数値とします。 | 商業・住宅地区1 | 20m | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 商業・住宅地区2 | 20m | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | よみせ通り沿道地区 | 17m | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 朝倉彫塑館通り沿道地区 | 12m | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 住宅地区 | 12m ※適用除外は、ルール⑤をご覧ください。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ●壁面の位置の制限が二以上定められている敷地、あるいは二以上の道路に接し、一は壁面の位置の制限が定められ、その他が定められていない敷地における容積率の最高限度は、前項各号の数値のうち最大の数値とします。 | | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(※2) 都市計画に定められた容積率(地区別)</th> </tr> <tr> <th>地区区分</th> <th>容積率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道灌山通り沿道地区</td> <td>500%</td> </tr> <tr> <td>商業・住宅地区1</td> <td>300%</td> </tr> <tr> <td>商業・住宅地区2</td> <td>400%</td> </tr> <tr> <td>よみせ通り沿道地区</td> <td>300%</td> </tr> <tr> <td>朝倉彫塑館通り沿道地区</td> <td>300%</td> </tr> <tr> <td>住宅地区</td> <td>300%</td> </tr> <tr> <td>共同住宅地区</td> <td>300%</td> </tr> </tbody> </table> | | (※2) 都市計画に定められた容積率(地区別) | | 地区区分 | 容積率 | 道灌山通り沿道地区 | 500% | 商業・住宅地区1 | 300% | 商業・住宅地区2 | 400% | よみせ通り沿道地区 | 300% | 朝倉彫塑館通り沿道地区 | 300% | 住宅地区 | 300% | 共同住宅地区 | 300% |
| (※2) 都市計画に定められた容積率(地区別) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地区区分 | 容積率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 道灌山通り沿道地区 | 500% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 商業・住宅地区1 | 300% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 商業・住宅地区2 | 400% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| よみせ通り沿道地区 | 300% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 朝倉彫塑館通り沿道地区 | 300% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住宅地区 | 300% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 共同住宅地区 | 300% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ●隅切り部分については、東京都建築安全条例第2条の角敷地に該当する場合、同条例が適用されます。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(注意) 本誌の2、3、6頁に掲載している地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を使用して作成したものです。無断複製を禁じます。(承認番号)31都市基交著第105号 都市計画道路の計画線は道路網図から転記したものです。無断複製を禁じます。(承認番号)31都市基街都第111号、令和元年8月6日</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 壁面の位置の制限 | 容積率の最高限度 | ●高さの最高限度について 谷中地区には、現在、一部の地域(※1)を除いて建物の高さの制限はありません。 (※1)都市計画道路の計画線内 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---|-----------------------------------|-------------------------|--|------|-----|-----------|------|----------|------|----------|------|--------------|------|--------------|------|------|------|--------|------|
| ●建築物の外壁又はこれに代わる柱の面(ベランダ、バルコニーその他これらに類するものを含む。)から道路中心又は道路境界までの距離は、左図に示す数値以上とします。 | ●容積率(建築物の各階の床面積の合計(延べ床面積)の敷地面積に対する割合)は、壁面の位置の制限などに応じて以下の数値までとします。 (敷地によっては異なる場合があります。) | 地区区分 | 高さの最高限度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ●壁面の位置の制限1号(第一種住居地域内) | 184% | 住宅地区 | 12m | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ●壁面の位置の制限2号(近隣商業地域内) | 276% | 商業・住宅地区1 | 20m | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ●壁面の位置の制限3号(道路C沿道) | ——— 300% | 商業・住宅地区1 | 20m | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ●壁面の位置の制限4号(道路B-1沿道) | □□□□□□□ 300% | 商業・住宅地区1 | 20m | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | □□□□□□□ 400% | 商業・住宅地区2 | 20m | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ●壁面の位置の制限が定められていない敷地 | 前面道路(前面道路が二以上ある場合は、その幅員の最大のもの)の幅員のmの数値に、近隣商業地域では10分の6を乗じて得た数値、第一種住居地域では10分の4を乗じて得た数値と、用途地域に関する都市計画に定められた容積率(※2)の、いずれか小さいほうの数値とします。 | 商業・住宅地区 | 20m | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 朝倉彫塑館通り沿道地区1 | 12m、軒の高さ9m ※適用除外は、ルール⑤をご覧ください。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 朝倉彫塑館通り沿道地区2 | 12m、軒の高さ9m ※適用除外は、ルール⑤をご覧ください。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 住宅地区 | 12m ※適用除外は、ルール⑤をご覧ください。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 共同住宅地区 | 300% | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ●壁面の位置の制限が二以上定められている敷地、あるいは二以上の道路に接し、一は壁面の位置の制限が定められ、その他が定められていない敷地における容積率の最高限度は、前項各号の数値のうち最大の数値とします。 | | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(※2) 都市計画に定められた容積率(地区別)</th> </tr> <tr> <th>地区区分</th> <th>容積率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道灌山通り沿道地区</td> <td>500%</td> </tr> <tr> <td>商業・住宅地区1</td> <td>300%</td> </tr> <tr> <td>商業・住宅地区2</td> <td>400%</td> </tr> <tr> <td>朝倉彫塑館通り沿道地区1</td> <td>300%</td> </tr> <tr> <td>朝倉彫塑館通り沿道地区2</td> <td>300%</td> </tr> <tr> <td>住宅地区</td> <td>300%</td> </tr> <tr> <td>共同住宅地区</td> <td>300%</td> </tr> </tbody> </table> | | (※2) 都市計画に定められた容積率(地区別) | | 地区区分 | 容積率 | 道灌山通り沿道地区 | 500% | 商業・住宅地区1 | 300% | 商業・住宅地区2 | 400% | 朝倉彫塑館通り沿道地区1 | 300% | 朝倉彫塑館通り沿道地区2 | 300% | 住宅地区 | 300% | 共同住宅地区 | 300% |
| (※2) 都市計画に定められた容積率(地区別) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地区区分 | 容積率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 道灌山通り沿道地区 | 500% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 商業・住宅地区1 | 300% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 商業・住宅地区2 | 400% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 朝倉彫塑館通り沿道地区1 | 300% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 朝倉彫塑館通り沿道地区2 | 300% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住宅地区 | 300% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 共同住宅地区 | 300% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ●隅切り部分については、東京都建築安全条例第2条の角敷地に該当する場合、同条例が適用されます。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>(注意) 本誌の2、3、6頁に掲載している地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を使用して作成したものです。無断複製を禁じます。(承認番号)31都市基交著第105号 都市計画道路の計画線は道路網図から転記したものです。無断複製を禁じます。(承認番号)31都市基街都第111号、令和元年8月6日</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |